

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/DR.2

Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)

2025 年 8 月 5 日

Sponsor: Australia, Austria, Canada, France, Germany, Israel, New Zealand, Norway, Philippines, South Korea and Turkey

第 80 回国連総会第一委員会は、

国家間での LAWS に関する具体的な共通認識の必要性を認識し、

国家による生成 AI の軍事転用は多くの国の安全保障を脅かすものであると認識し、

LAWS を用いた国際人道法に違反する戦闘行為が行われている現状を遺憾に思い、

LAWS の国家による使用を削減し、最終的になくすことの重要性を認識し、

生成 AI によって人の生命や基本的人権など、人類の尊厳が侵害されるリスクがあることを強調し、

生成 AI の生成物によって個人の社会的・経済的利益や国家の人権保障が脅かされるリスクがあることを認識し、

近年の AI 技術の進歩が非常に速いことを認識し、

AI 技術に関して、国際社会は倫理性・安全性・透明性を確保することの重要性を認識し、

国際連合において人権保障のために、AI 技術の進歩に合わせた AI 規制及びそのための継続的な議論を行うことの必要性を認識し、

AI 規制のための新たな国際機関が必要であると確信し、国家による生成 AI の軍事転用は多くの国の安全保障を脅かすものであると認識し、

国家による生成 AI の使用によって他国の安全保障が脅かされることはあってはならないことだと認識し、

自立型兵器の規制のための議論がこれからも行われることの重要性を認識し、

開発過程やアルゴリズムが不明な生成 AI による誤作動の危険性を認識し、

AI について同じような問題の再発を防ぐためには国際的な情報共有が欠かせないことを認識し、

AI の使用により起こった問題について、国際機関による責任追及を行うべきだと認識し、

加盟国による資金提供が UNAEG の継続的な活動に不可欠であることを認識し、

生成 AI システムによって人の生命や基本的人権などに危害を与えられることはあってはならないことであると認識し、

使用によるリスクが高い生成 AI システムに関して、規制の重要性を認識し、

フェイクニュースなど社会的影響を与えうる生成 AI システムの規制の重要性を認識し、

AI の使用によって起こった問題に対する責任の所在が国際的に定義されていない現状を遺憾に思いな

がら言及し、

AI システムの誤作動への対応について、事前に国際的な基準を作ることの重要性を強調し、

AI システムの誤作動により国際社会に影響をもたらした場合、事前に策定された基準に沿って対応することの重要性を認識し、

国家による特定の国の安全保障を脅かす目的での AI の使用への抑止力として、経済制裁が有効であると確信し、

各国が自国内で発生した AI システムの誤作動について調査、共有のための努力を行うことの重要性を認識し、

1. 国連加盟国に対し、LAWS を完全自律型の AI 兵器と認識することを要請する；
2. 各国に対し、LAWS の使用を 5 年以内に完全に禁止するための枠組みを形成することを要請する；
3. 各国に対し、以下のような生成 AI の使用を非難する：
 - a. 生命や基本的人権に直接的に危害を加えるもの、
 - b. 社会的利益及び人権保障を脅かすもの；
4. 国連事務総長に対し、以下の目的のための国連 AI 倫理ガバナンス機構（UNAEG）を総会のもとに設置することを要請する：
 - a. 生成 AI のアルゴリズムの倫理性や安全性の監視、
 - b. 国家による生成 AI の軍事転用の監視、
 - c. AI 規制のための継続的な議論、
 - d. 各国の生成 AI の使用及び開発状況の監視、
 - e. 生成 AI 及び LAWS の誤作動とその対応についての報告書の公開、
 - f. AI の使用による問題の責任追及；
5. UNAEG に対し、国際的に中立的な立場をとることを強く要請する；
6. 全国連加盟国に対し、AI 規制のための継続的な議論の中で総額についての話し合いを行い、その総額を国連分担金比率にのっとして UNAEG に資金提供することを要請する；
7. UNAEG に対し、生命や基本的人権に直接的に危害を加える生成 AI システムの使用の禁止を行うことを要請する；
8. UNAEG に対し、以下のような生成 AI システムの規制を行うことを要請する：
 - a. 生命や基本的人権に間接的に危害を加える生成 AI システム、
 - b. 安全性確保のためのフィルタリング機能が搭載されていない生成 AI システム；
9. UNAEG に対し、LAWS 使用時に誤作動が発生した場合、LAWS を使用した国家あるいはそれに準ずる組織に全責任を帰属させ、国際法の下で法的責任を負わせることを要請する；
10. UNAEG に対し、生成 AI の誤作動への対応に関する以下のようなガイドラインを専門家の助言のもとで作成することを要請する：
 - a. 故意の有無や与えた社会的影響、使用団体の規模などを考慮した罰則の規定、

- b. 生成 AI を開発、提供する段階においてアルゴリズムの調査を行い、責任を明確にすること、
 - c. 生成 AI の安全性や透明性に関する説明責任が果たされていない場合は説明責任を果たしていない人物あるいは組織に責任の所在を定義すること、
 - d. 生成 AI の使用時に使用者に問題があった場合には使用者に責任の所在を定義すること、
 - e. 責任者がその国において未成年だった場合、その責任はその保護者に帰属すること；
11. UNAEG に対し、若者の生成 AI の使用について、使用者が 13 歳未満の場合、保護者の監督のもと教育目的でのみ使用を許可することを決めたガイドラインを作成するように要請する；
12. 各国に対し、特定の国家の安全保障を脅かす目的で AI を使った国あるいはそれに準ずる組織への経済制裁を各国裁量で行うことを要請する；
13. 各国に対し、生成 AI 及び LAWS の過去の誤作動についての報告書を各国裁量で UNAEG に提出することを要請する。